

共有知的財産権利用許諾申請書

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿住 所
申 請 者
代表者名

貴機構と共有する知的財産権について、第三者への利用許諾を希望しますので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 許諾しようとする知的財産権

知的財産権の種別（注1）及び番号（注2）	発明等の名称（注3）

2. 許諾しようとする者

3. 実施期間 自 年 月
至 年 月

4. 誓約事項

上記知的財産権の利用許諾を行うに当たり、事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間。）における実施許諾に係る第三者の製品の生産数量、販売数量、売上金額等のうち実施料の算定に必要な情報について、当該事業年度終了後速やかに機構に対して報告書を提出すること、及び、第三者からの実施料について知的財産権の持分に応じ機構に対して支払うことを約定いたします。

5. 添付書類

- （別添1）実施計画書
- （別添2）希望者（許諾先）の概要及び希望の理由
- （別添3）実施契約書案

6. 優先実施権の付与の有無（注4）

記載要領

・様式第2は、共有者が、第三者への許諾を希望する場合に提出するものとする。

（注1）： 知的財産権の種別については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

（注2）：（1）番号については、当該種別に係る登録番号、出願番号、受付番号又はノウハウの管理番号を記載する。なお、外国出願にあっては、国名を併せて記載する。

（2）未登録の著作物については、番号は不要。

（注3）：（1）発明にあっては発明の名称

（2）考案にあっては考案の名称

（3）意匠権に係る創作にあっては意匠に係る物品の名称

（4）回路配置利用権に係る創作にあっては、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称

（5）著作物にあっては題号

（6）育成にあっては登録品種の名称

（7）案出にあってはノウハウの名称

該当する（1）～（7）の事項を記載する。

（注4）：「優先実施権の付与」の希望の有無を記載する。なお希望できる者は、委託業務に係る発明等を行った発明者等若しくは当該発明者が属する法人（以下「優先実施権の原所有者」という。）と、優先実施権の原所有者が指定する者とする。また、優先実施権が付与された場合には、当該知的財産権について早急な実施に向けた努力することなどの条件が付されることを承知するものとする。

実 施 計 画 書（知的財産権（著作権を除く））

1．製造品目及びその主な用途

- (1) 製造品目
- (2) 用途

2．実施場所

- (1) 工場所在地
- (2) 工場名
- (3) 規模
 - (イ) 生産能力
 - (ロ) 主な設備

3．実施の態様

生産工程の概要（必要に応じてフローチャート等を付けること）

4．製造計画及び収支予算

- (1) 製造計画（年度別生産見込数量）
- (2) 実施の予定表（アロー図）

実施年 項目					
試作 検討					
生 産					
販 売					

- (3) 原価計算
- (4) 5年間の販売計画の収支予算

備考：用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、左とじとすること。

実施計画書（著作権）

1．著作物及びその主な用途

- (1) 著作物
- (2) 用途

2．実施場所（特定できる場合）

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 規模
 - (イ) 生産能力
 - (ロ) 主な設備

3．実施の態様（著作物を用いて生産する場合）

生産工程の概要（必要に応じてフローチャート等を付けること）

4．実施計画及び収支予算

- (1) 実施計画（年度別実施見込数量）
- (2) 実施の予定表（アロー図）

実施年 項目					
生産数量					
販売数量					

- (3) 原価計算
- (4) 5年間の販売計画の収支予算

備考：用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、左とじとすること。

希望者(許諾先)の概要及び希望の理由

1. 契約管理番号(対象の知的財産権が創出されたプロジェクトが判明している場合)

2. 希望者(許諾先)の概要

- (1) 定款
- (2) 会社経歴書
- (3) 業種(日本標準産業分類の中分類による)
- (4) 生産能力
- (5) 貸借対照表(直近年度)
- (6) 損益計算書(直近年度)
- (7) 資本金(直近年度)
- (8) 従業員数(直近年度)

3. 希望の理由(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- (1) 当該希望の許諾により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。
すなわち、利用許諾を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。
(産業技術力強化法第17条に基づく観点)
- (2) 当該希望の許諾が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の
成果の国外流出に該当しないかどうか。(科学技術・イノベーション創出の活性化に
関する法律第41条に基づく観点)

* 具体的な理由としては、以下の観点を参考として記載すること。

(1)について

- 許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
- 許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。
- 許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2)について

- 許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。
- 許諾が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
- 許諾が行われた場合に、国内企業(大学・研究機関を含む)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。
- 許諾が行われた場合に、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

備考：用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、左とじとすること。